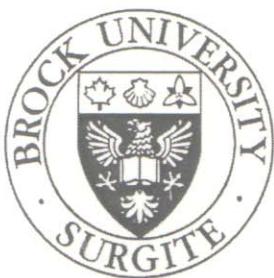


協定書



ブロック大学
(カナダ国オンタリオ州セント・キャサリンズ市)



学校法人北海学園

北海学園大学
北海商科大学
北海高等学校
北海学園札幌高等学校

(日本国北海道札幌市)

ブロック大学と学校法人北海学園（北海学園大学、北海商科大学、北海高等学校、北海学園札幌高等学校）は、両者の国際協力によって、教育・研究・地域奉仕が質的に強化されてきていることに鑑み、両者の協力・教育・研修・研究交流を推進するために、現行の協定書を更新する。

1. 学生の研修

両者は、語学・企業研修・その他の研修を含む学生の長・短期研修の実施をはかる。

2. 職員の教育と研修訪問

両者は、職員および他の学校関係者の研修と相手校への訪問をはかる。

3. 学術研究の交流と学術情報の共有

両者は、学術研究の交流および（または）学術情報（学内印刷物、研究論文、研究資料を含むが、それらに限定されるものではない）の交換を通じて、教育および文化交流の促進をはかる。

4. 教員または研究員の交流

両者は、教員および（または）研究員の交流を通じて、学術研究の発展をはかる。

5. 協定履行事項

- (1) 本協定は、署名日をもって効力を発し、5年の期間継続する。
- (2) 両者の相互同意により本協定の更新および取消を行うことができる。
- (3) 第1条～第4条までの本協力協定に基づく交流協力に関する財政上の問題及び財政上の管理・援助・立案のすべての方式は個々に協議するものとし、これらの取り決めはいかなるものでも一方あるいは双方の資金調達状況により決まるものとする。
- (4) 本協定は、両者が相互協議のうえ破棄することができる。ただし、破棄されことがあっても、本協定により決められた進行中の活動あるいはかかる活動に参加中の個々人に対しては悪影響を及ぼさないようにあらゆる努力をするものとする。

6. 上記条項の実施にあたって必要とする細部事項は、両者が相互に協議する。

7. 両者は、この協定の締結下における相手方の業務の履行ないし履行の欠如に起因する苦情・訴訟・損失損害に対して、あるいはこの協定の進行中に発生した相手方の職員・代理人・学生の過失あるいは怠慢による諸行為に対して、常に相手方を免責し損害を与えないこととする。

8. 本協定書は英日両言語により作成する。両者はそれぞれ原署名のある英文の原本と和文の原本を各1部保有する。

下記は、両者が継続している国際協力をさらに発展させ、促進する目的で、本協力協定を締結するためのブロック大学と学校法人北海学園の公的代表者の署名である。

R. Bock

ブロック大学
学長代行・副総長 R. テランス・ボーク

森本正夫

学校法人北海学園
理事長 森本正夫

日付
October 28, 2005

日付 2005年10月11日